

■ 個人情報の取扱いについて

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」

平成 29 年 4 月 1 4 日通知（令和 7 年 6 月 1 日最終改訂・令和 7 年 6 月 1 日施行）

（以下一部を抜粋）

I 本ガイダンスの趣旨、目的、基本的考え方

4.本ガイドラインの対象となる「個人情報」の範囲

法令上、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であり、個人情報取扱事業者の義務等の対象となるのは、生存する個人に関する情報に限定されている。本ガイダンスは、医療・介護関係事業者が保有する生存する個人に関する情報のうち、医療・介護関係の情報を対象とするものであり、また、診療録等の形態に整理されていない場合でも個人情報に該当する。

IV 医療・介護関係事業者の義務等

9.個人データの第 3 者提供について

（3）本人の同意が得られていると考える場合

- ①患者への医療の提供のために通常必要な範囲の利用目的について、院内掲示等で公表しておくことによりあらかじめ黙示の同意を得る場合

医療機関の受付等で、診療を希望する患者から個人情報を取得した場合、それらが患者自身の医療サービスの提供のために利用されることは明らかである。このため、院内掲示等により公表して、患者に提供する医療サービスに関する利用目的について患者から明示的に留保の意思表示がなければ、患者の黙示の同意があったものと考えられる。また、

- (7) 患者への医療の提供のため、他の医療機関等との連携を図ること
- (4) 患者への医療の提供のため、外部の医師等の意見・助言を求めること
- (9) 患者への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会があった場合にこれに応じること
- (5) 患者への医療の提供に際して、家族等への病状の説明を行うこと

等が利用目的として特定されている場合は、これらについても患者の同意があったものと考えられる。

- ④介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準において、サービス担当者会議等で利用者の個人情報をを用いる場合には利用者の同意を、利用者の家族の個人情報をを用いる場合には家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならないとされていることを踏まえ、事業所内への掲示によるのではなく、サービス利用開始時に適切に利用者から文書により同意を得ておくことが必要である。